

常勤取締役に係る募集要項

大阪港埠頭ターミナル株式会社

当社常勤取締役候補者を次のとおり募集します。

1. 募集対象

代表取締役社長及び専務取締役（各1名）

(1) 【代表取締役社長】

- ① 主な職務内容
 - 会社の代表者として、組織と業務を統括し、業務執行の最終責任者となる。
 - 社是である「社会への貢献」「人を活かした経営」「ルールに即した経営」を会社トップとして実現する。
 - 会社のコンプライアンスの責任者。
 - 会社事業の円滑な推進、重要な計画の推進に必要な関係先（関連企業・官公庁・主要株主・労働組合関係団体）との交渉・調整。
- ② 求める知識や経験等
 - 多数の現業社員を抱える企業等において、役員又はそれに準じる職務経験があること。（現業作業を抱えない企業でのマネジメント経験では不可です。）
 - 事業の社会的需要に対する認識と高い倫理感を持ち、会社をとりまく様々な事象に対して、経営者としての確かつ迅速に判断し、実行する決断力を有し、役職員を指導する強いリーダーシップを発揮できること。
 - 社内3労働組合やその上位団体（2系統）に対して、会社を代表して最終対応ができる十分な労使交渉の経験があること。
 - 大阪市や新日鐵住金(株)等の株主や、監査法人等に対して、会社の代表者として必要とされる説明責任を果たし得ること。

(2) 【専務取締役】

- ① 主な職務内容（管掌業務は、一部変更することがあります。）
 - 専務取締役として、経営方針の立案に参画し、社長を補佐して会社の直面する諸課題の解決を図る。
 - 北港・不動産事業部長を委嘱する。主として、次の業務が必要。
 - ・ 売上の低迷する北港埠頭事業の抜本的改革と活性化の実施。
 - ・ 不動産事業の一層の安定化と賃借事業者等関係者の要望調整。

- ・北港埠頭事業、不動産事業の土地所有者である大阪市との円滑な連絡調整。
- 一部総務業務の管掌として
 - ・ 労務管理、安全管理、組合交渉の総括。
 - ・ 訴訟関係やそれに至る可能性のある利害関係事案の対応の総括。
 - ・ その他特命事項。

② 求める知識や経験等

- 企業等において、役員又はそれに準じた役職の経験を有すること。
- 社内3労働組合（2系統）と交渉総括ができる十分な労使交渉の経験があること。
- 訴訟関係や不動産関係等の関連の法令知識と経験を有すること。
- 組織改革や事業改革に携わった経験があることが望ましい。

2. 任期

株主総会（定時株主総会は6月開催予定）の承認を受けて取締役役に就任し、取締役会の互選により代表取締役社長及び専務取締役各々に選出予定。

任期は、平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の日までとなります。

なお、大阪市の資本的関与の見直しの進捗に伴い、市所有株式の売却により、体制の変更が行なわれる場合、定款上の任期を待たずに解任となる可能性があります。

3. 欠格事項等

会社法第331条第1項に該当する場合は応募することはできません。

4. 会社概要

当社は、昭和26年、大阪市が半額出資し残りを倉庫・港運・船社等関係業界が出資する公私共同出資による埠頭事業経営の株式会社として設立されました。その後、平成7年には此花区において石炭・コークス・鉱石類などバラ貨物を専門に取扱う大阪北港埠頭㈱と、また、平成13年には大正区において鋼材を専門に取扱う大阪港鉄鋼共営埠頭㈱と合併し、現在では港区に立地する大阪港唯一のサイロ埠頭のほかバラ貨物埠頭・鋼材専門埠頭を運営するとともに舞洲での内貿埠頭、大正での食品流通センター、咲洲での食品低温流通センター、港晴での大阪港物流センターの運営も行う総合物流事業を展開しています。

当社はこのように異なる業種の3社合併の歴史があり、また、労働組合も2系統3団体を有しており、春闘、一時金他会社機構の改編に伴う勤務条件の変更など種々の労使交渉を主体的かつ円滑に進めることが必要となります。市は所有株式売却による自立化を前提方針としており、一層厳しい経営管理が求められています。

会社概要については、会社ホームページ <http://www.osakafuto.co.jp/> も併せてご覧ください。

5. 勤務条件

- (1) 勤務場所 大阪市港区港晴5丁目1番12号 当社本社事務所
- (2) 最寄駅 地下鉄 中央線 朝潮橋駅 徒歩10分
- (3) 勤務形態 常勤
役員につき勤務時間、休日、休暇等の定めはありませんが、当社規程に準じた勤務となります。
- (4) 勤務時間等 9時00分～17時00分
休日は、土、日、祝、年末・年始
- (5) 報酬等 代表取締役社長 年額900万円を上限とする。
専務取締役 年額720万円を上限とする。
通勤手当は別途支給
- (6) 退職金 支給無
- (7) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断等
- (8) その他 取締役として、会社法その他の法令が適用されることとなります。
また、業務引継ぎ等の理由により役員就任までの間、有期雇用することもあります。

6. 募集期間

平成29年12月7日(木)～平成30年1月6日(土)
(郵送の場合は、当日消印有効とします。)

7. 応募方法等

応募希望者は、次の各書類を当社まで提出してください。

① 応募申込書兼履歴書

(別紙様式。応募申込書が代表取締役社長及び専務取締役と2種類ありますので、応募申込書の表題を必ず確認し、間違いのないようにして下さい。過去3か月以内に撮影した上半身正面の写真(縦4cm×横3cm)を応募申込書兼履歴書に貼付して下さい。)

② 応募趣意書

A4用紙1枚以内

応募の理由、(1)-②又は(2)-②の求める知識と経験に適合する趣旨を明記して下さい。

③ 職務経歴書

A4用紙1枚程度

職務内容などについて、(1)-②又は(2)-②の求める知識と経験と照合できるよう詳細に記載して下さい。

④ 確認書

別紙記載の確認書内容を熟読のうえ、自筆署名にて提出していただきます。

※当社は大阪市の平成 25 年度出資団体監査において、厳しい指摘を受け、社長が辞任し、主たる経営陣も交代のうえ、その体質や労使関係等あらゆる側面から刷新してきました。

取締役に応募していただくに際し、そうした経過を十分に踏まえた業務執行姿勢とその責任を確認していただくため、その提出をお願いするものです。

- 平成 25 年度出資団体監査意見に対する考え方と対応について（平成 26 年 10 月 24 日）
→当社ホームページ掲載（トップページの左下部にリンクがあります）

⑤ 返信用封筒

一次選考（書類審査）の結果通知に使用しますので、封筒長形 3 号（120mm. ×235mm.）にあて先及び氏名を明記し 82 円切手を貼り付けて下さい。

8. 選考方法

役員選考委員会により以下の審査を行います。

(1) 1 次選考（書類審査）

応募書類（応募申込書兼履歴書・応募趣意書・職務経歴書・確認書）により書類選考を行います。

(2) 2 次選考（面接審査）

1 次選考合格者を対象とした面接審査（人物評価・取締役としての適否・組織運営能力）により選考します。（平成 30 年 1 月中に選考予定）

※ 応募者が概ね 10 名以下の少数である場合、1 次選考と 2 次選考を合わせて実施する場合がありますので予めご了承ください。また、面接審査の際、当社の事業内容や課題について質問することがあります。

- #### (3) 2 次選考を経て役員選考委員会が取締役（代表取締役社長及び専務取締役）候補者として推薦した方を会社法に規定する手続きのうえ決定します。したがって、本公募は取締役（代表取締役社長及び専務取締役）への就任を保証するものではありません。

9. 選考結果

選考結果は可否を問わず簡易書留にて通知します。電話やメールによる可否結果等の照会は一切応じませんので予めご了承ください。

10. 応募書類の取り扱い

応募書類等は返却できません。選考終了後に当社で破棄します。また、応募書類については、選考過程の検証のため大阪市へ提出することがあります。その場合には検証終了後直ちに破棄します。応募者の個人情報については、当社及び大阪市において厳重に管理し、選考及び検証以外の目的に使用することはありません。

11. 応募書類の送付先及び問い合わせ先

大阪港埠頭ターミナル株式会社 総務部

電話：06-6574-7741 担当：杉本、仁部

E-mail:soumu @ osakafuto.co.jp

※電話でのお問合せは、月～金の9時～12時、13時～17時に限り
ます。

(土・日・祝は問合せに対応していません)

※E-mailでの応募受付はいたしません。